

生活の支援

障がい児（者）が地域社会の中で自立した生活を送るために様々な事業を実施しています。

障害児（者）福祉サービス

問合せ先：福祉課福祉係（保健センター）TEL 572-2100

障がい程度が一定以上の人に生活上または療育上の必要な介護（介護給付）および身体的または社会的なリハビリにつながる支援（訓練等給付）を提供します。障がいの種類（身体・知的・精神・難病等）にかかわらず共通の障害福祉サービスを利用することができます。

サービスの種類によっては利用できる施設や援助を行う施設が町内にないものもあります。お困りの方は他機関への紹介など相談に応じますので係までお問い合わせください。

補装具の交付・修理

問合せ先：福祉課福祉係（保健センター）TEL 572-2100

日常生活上の機能を向上させるため、車いす・座位保持装具・靴型装具などの補装具の交付と修理を行います。世帯の課税状況に応じて費用の一部負担があります。

- ◆対象：身体障害者手帳の所持者および難病患者等

日常生活用具の給付

問合せ先：福祉課福祉係（保健センター）TEL 572-2100

在宅の重度障がい児（者）に対し、頭部保護帽、訓練用椅子や入浴補助用具などの日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。世帯の課税状況に応じて費用の一部負担があります。

- ◆対象：身体障害者手帳または療育手帳の所持者（障がいごとに給付する内容が変わります。）

軽中度難聴児補聴器購入費助成

問合せ先：福祉課福祉係（保健センター）TEL 572-2100

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、健全な言語、コミュニケーション能力の習得、社会性の発達を支援するため、補聴器の購入・修理費用の一部を助成します。

- ◆対象：町内に住所を有し、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の者で、医師が補聴器を必要と認めた18歳未満の児童。その他町長が特に必要と認めた者。

障がい児（者）を支援する会

「輪っかの会」（わっかのかい）

池田町内に住む障がいの有無に関わらず、何らかの支援を必要とする子ども・障がい者と保護者、活動趣旨に賛同する方やボランティアの方たちの協力を頂き活動している会です。

◆活動内容

「輪っかの日」…5・6・9・11・2月の第4木曜日19:00～

多世代交流施設 ふらっとやロココで行っています。お子さんの心配事や近況報告を話したり、情報交換や児童福祉制度などの勉強・事業所見学などを行っています。

「輪っか親子交流会」…7・10・12・1・3月の第3土曜日13:00～（7月は30日、1月は8日）

多世代交流施設 ふらっと、総合体育館、マックスバリュウ2階などで行っています。親子1組500円、子ども2人目から250円、行事保険代等含まれます。内容はおやつ作り、ポッチャ等遊びを通して交流を深めています。高校生や町内のボランティアの方々の協力もあり安心して楽しめる場を提供しています。

- ◆費用：「親子交流会」…年会費（一家族）1,200円

途中入会者は参加した月より1か月100円

- ◆注意事項：活動に参加をされる方は、「日時・場所」が変更する場合がありますので事前に確認してください。詳しい内容・対象者・利用手続きなどについては、問合せ先まで確認してください。

- ◆問合せ先：パンフレット・ポスターに連絡先が記載されています。

※保健センター・役場・保育園・幼稚園・商店などに貼ってあります。